



2012.4.30 発行

めんたるねっと

YMSN 情報誌

(特定非営利活動法人) 横浜の介護サービスネットワーク

第32号

Vol. 8 No. 4

	トピックス	福島の見通しが立たない生活に思う～私たちにできる被災者支援とは ...	1
	特別寄稿	障害者総合福祉法の混乱～制度の在り方を考える	2
	SSTの現場から	鶴が丘ガーデンホスピタル・デイケアのSST	4
	就労の現場から	就労移行支援事業所「ウイングル横浜」を訪ねて	7
	研修報告から	住宅問題を考える	9
		予定・報告	11

「福島」の見通しが立たない生活に思う ～私たちにできる被災者支援とは～

この4月21日（土）に遅ればせながら、YMSN関係者3名で福島県福島市内の花見山に1日のみではあるがボランティアに行った（詳細については次回の情報誌に掲載予定）。福島市内に原発事故の後で避難してきた住民に支援物資を配給する等の支援を継続して行っているNPO法人にお世話になったのだが、偶然あちこちの里山が満開の桜でおおわれ今までに見たことのない大変美しい



景観を見ることができた（過去に何度も訪れたある写真家はここを「桃源郷」と呼んでいたそうである）。花見山だけでなく、福島県はその他にも日本でも有数の桜の名所が各地にありそれだけで多くの観光客が招ける土地なのである。満開の桜の美しさや今年ようやく復活した関連イベントだけを見れば、昨年起きた悲惨な災害や原発事故など想像だにできない。

3.11の東日本大震災から1年と1カ月以上が経過しても、福島の被災者の多くがなお、これからの生活、数十年先の生活が希望もなく様々な不安の中で見えないままである。

本日の新聞（4/23付毎日新聞）によれば政府が4月22日に発表した「東京電力福島第1原発事故で福島県内に放出された放射性物質を巡る20年後までの年間空間線量率の予測図」では、「原発が立地する大熊町と双葉町の境界付近では20年後でも居住が原則制限される帰還困難区域（年間被曝線量50ミリシーベルト超）が、両町に加えて浪江町、葛尾村では居住制限区域（同50ミリシーベルト以下20ミリシーベルト超）が残る」ということ。これらの地域の方は故郷に帰れる見通しは全く立たないということである。

放射性物質による汚染を避け、小さな子供を抱える若い母親や家族が親や祖父母と別れ、福島を離れ県外まで避難している報道は昨年何回も耳にしているところである。健康不安に加え家族との分かれ、故郷を失うこと、幾層にも心にも影響を及ぼす深刻な被害。

そしてこの状況がいつまで続くか分からないといういいようのない不安。これらの不安は精神状態にも大きな影響を及ぼすのは避けられない。そしてそばに居る大人達が不安であればこれから育つ子供達が影響されないわけではない。

政府がこのような発表をしたからには、この前提に立ってこれからの施策を考えなければならないのは当然であるが、この幾層もの被害を背負った人々の生活の痛みをどこまで理解しながら取り組むことができるだろうか。

そして私たちは何ができるだろうか？ 離れた地域で安穏と住む自分達は何をしたらよいのか？ いい考えはまったく浮かばない。福島の被災者達の生活に関心を持ち続けること、そしてやはり被災者が孤立していないことを様々な形で示すこと。そんなことくらいしか今のところできることはない。とにかく福島にこれからも機会を作り足を運びながらやれることを個人としてもYMSNとしても考えて行かなければならないと思う。

（YMSN 森川充子）

4月18日、「障害者総合支援法案」が衆議院にて強行採決 「私たちが抜きに、私たちのことを決めないで！」国は基本合意を守るべき

横浜社会福祉研究会 三橋淳子

2012年4月18日、衆議院厚生労働委員会で、障害者自立支援法の根幹を残す「障害者総合支援法案」が、民主、自民、公明の3党の賛成多数で強行採決されました。この時の審議時間はたった3時間。傍聴席からは、当事者からの「うそつき！」という怒号が飛んだとのこと。それでも、政府は4月中に参議院で成立させようとしています。この法案は、名前を変えただけで、自立支援法の一部を「改正」しただけにすぎない内容です。私たちは、この事実には納得するわけにはいきません。厚労省は、自立支援法を「廃止」して、基本合意に基づいた「骨格提言」を反映させた新法を作る、という障害者自立支援法訴訟団との約束を破りました。訴訟団をはじめとした当事者、関係者団体、そして私たち援助職も、国に裏切られたという悲しみと怒りに満ち溢れています。2月に厚労省案が提示されてから、即刻、全国各地から抗議の声明や文書が殺到し、4月17日、18日には衆議院会館前にて、「法案の徹底審議を求める緊急国会要請行動」が行われました。この集会には初日で400人を超える参加者が集まり、当事者たちの怒りの声が響き渡りました。また18日に強行採決された後は、当事者たち200名以上が、国会議事堂前で路上集会を行い、抗議の声をあげました。何としてでも、この「ごまかし法案」を通すわけにはいきません。

これまでの経過をさかのぼってみましょう。そもそも、国の財政の都合で、介護保険との統合を目的として勝手に作られた「障害者自立支援法」は、2005年10月31日、政府が強行可決し、2006

年4月に施行されました。当事者が生きていくことに不可欠な、使って当然の援助やサービスであるにも関わらず、使うサービスの量が多いと支払う金額も増えてしまうという、応益負担が前提の理不尽なしくみに、多くの当事者が生活の質を奪われ、尊厳を深く傷つけられました。また、一人ひとりの障害や生活状況、望むことは違うのに、「障害程度区分」により106項目の質問に「できる、できない」で答えさせ、サービスの支給決定がされています。医療費も自己負担が1割に増え、支払限度額も本人の収入だけでなく世帯の収入で決められてしまいました。この制度は、「障害があるのは自己責任なのだから、自分の分は自分で費用を負担してください」と言われているかのような、これまでの障害施策を根底から変えてしまうもので、憲法および障害者権利条約に明記されている、「人間としての尊厳や地域生活の権利」を大きく否定するものでした。2008年～2009年、全国の障害者71人が原告となり、「障害を、障害者個人の責任とする障害者自立支援法は、基本的な人権を侵害し、憲法に違反する」として、法律を制定した国を被告とした「違憲訴訟」を、全国14地裁で起こしました。

まだ裁判途中であった2009年秋、総選挙で政権交代があり、民主党が与党となりました。民主党はマニフェストに「自立支援法の廃止」を掲げていました。そして政府・民主党から、訴訟団に対して和解の申し入れがありました。訴訟団は何度も話し合い、2010年1月7日、「自立支援法を廃止し、新法をつくる」という基本合意文書を国

と交わし、同年4月にこの違憲訴訟は終結となりました。その後、2010年4月に障害者、障害者の家族、事業者、自治体首長、学識経験者等、55名からなる「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」（以下「総合福祉部会」）が設けられました。さらには、2010年6月29日、政府は閣議決定を行い、障害者総合福祉法の制定に関して「平成24年常会への法案提出、平成25年までの施行を目指す」と定めたのです。こうして総合福祉部会は55名の想いや意見の違いがありながらも、基本合意文書と障害者権利条約（2006年に国連が採択）を基礎とした「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下「骨格提言」）を2011年8月に完成させたのです。ここで、骨格提言の内容の一部を紹介します。

まず、支給決定については、障害程度区分は使わずに支給決定をする。支援を必要とする障害者本人及び家族の意向や、その人が望む暮らし方を最大限尊重することを基本とすること。申請から決定まで分かりやすく、スムーズなものであること、などが定められています。そして、利用者負担については、他の者との平等の観点から、食材や光熱水費等誰もが支払うべき費用は負担をすべきであるが、障害に伴う必要な支援は、原則無償とすべきである（高額な収入のある者には、収入に応じた負担を求める）としています。必要な支援とは、相談や制度利用、コミュニケーション、日常生活を送るための支援や補装具の支給、社会生活・活動を送るための支援、就労、医療・リハビリの支援、とされています。最後に、報酬と人材確保について。骨格提言では、障害関連事業の現状として、報酬制度と人材確保の課題は深刻で、事業報酬の劣悪さが人材の確保を困難にし、限界を超えている、と指摘しています。現在の報酬基準では、ベテラン職員の雇用の維持さえ難しくな

り、経営的にも疲弊し、正規職員の常勤雇用率が下がると同時に臨時・契約・パート率が大幅に増加し、支援の質の低下が著しい。これは利用者への最大の不利益であると指摘し、現場が委縮、疲弊しない報酬施策を実施すべきとしています。その他、障害の範囲や権利擁護、地域移行など、10本の柱を中心に、多くの提言が記されています。

しかし、厚労省案では、障害程度区分は残したまま検討を先延ばしにし、利用者負担も応益負担を完全廃止にしていない、報酬制度と人材確保においてはほとんど手付かずの状態です。ほかの提言に対しても、全くと言っていいほど反映されていません。繰り返しますが、この骨格提言は、国が基本合意に基づいて作成を指示し、55人の部会員が切実な思いで作上げたものです。国が作るように指示しておきながら、これを反映しない法案を強行に通すとは、いかなるものでしょう。結局、和解をせず最後まで裁判を続け、司法による違憲判決を勝ち取った方がよかったのではないかと考えざるを得ません。今後も、緊迫した状況は続きます。私たち関係者、援助職も、当事者と一緒に声をあげていくべきです。

このような日本政府の障害者に対する不誠実さを、諸外国はどのように見ているのでしょうか。2007年9月28日に障害者権利条約に署名しておきながら、5年経っても批准どころか全く反対方向に進めようとする日本政府は、世界的にも大幅に遅れ、取り残されていく方向に進んでしまっているでしょう。当事者を抜きにして勝手に作られる法律など、あってはならないのです。

（2012. 4. 19 執筆）

引用・参考資料

- ・ あたり前に生きたい 国は「基本合意を」やぶらないで！
障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会
- ・ しんぶん赤旗 4月19日号
- ・ 資料集・完全実現をめざして 日本障害者協議会(JD)

SSTの活動報告

～鶴ヶ丘ガーデンホスピタル デイケア（愛称：緑山サークル）～

増田千里（鶴ヶ丘ガーデンホスピタル勤務・精神保健福祉士）

鶴ヶ丘ガーデンホスピタル(以下、当院)は昭和6年設立、東京都町田市にある全200床の精神科単科病院です。創立当初から、作業レク、訪問看護、デイケアの前身となる日中の場など、比較的リハビリテーションには熱心だったと聞いています。当デイケアは1993年に病棟の一角を使ってスタートし、1996年には現在のデイケア棟を新設、その後増築、大規模デイケアの認可を受け、現在は70人規模の大規模デイケア・デイナイトケアとして日曜日以外開所（土曜は隔週）、毎日40～50名が通所されています。そんな賑やかで騒々しいデイケアにおいて、SST（社会生活技能訓練）をどのように行っているのか、ありのままをご報告したいと思います。

当院でのSSTは診療報酬化された1994年から作業療法室で実施されるようになり、同じ頃よりデイケアでも取り入れられていました。10年ほど前から月2回のペースで定着、2009年秋に私がデイケアに異動してきた際に引き継ぎました。引き継ぎの際には、オープン形式で、主に基本訓練モデルでロールプレイを行っていたこと、ウォーミングアップで殆どの時間を費やしてしまうこと、課題の般化がまったくできないことなどが申し送られました。

一方で、私は2008年にひよんなことからYMSNの勉強会にお邪魔するようになりました。最初は「モジュール？ ステップ？」と、わからないことばかりで、「そんなことも知らないでここ



2011年5月宿泊合宿で

に来ているの？」と言われるんじゃないかと、質問もできず、時間ばかりが経過していました。しかし、認知療法の基本的な考え方が自分の仕事やプライベートにもとても有意義であることから、参加し続けていました。

そんな私がSSTを引き継いだ2009年秋からの半年間は、基本訓練モデルで行っていましたが、テーマが挙がらなかったり、突拍子もない場面設定だったり、ネガティブなテーマだったり、SST初心者の中にはとても難しかったため、YMSN勉強会で皆様のアドバイスを受け、2010年春からはステップバイステップ方式に切り替えて行うことにしました。その頃から今に至るまで、月2回の火曜午前、スタッフは私を含め2名体制を敷き、デイケアメンバーならば誰でも出入りOKというオープングループで行っています。

SSTにおいて一番大切なのは、初めの個別面接・アセスメントだということをYMSNで学ん

だにも関わらず、誰が参加するかわからないオープングループにおいて、個別の目標を立て、その到達可能性について一緒に吟味するという作業がなかなかできませんでした。忙しく、自分の担当メンバーとの個別面接もままならない中、「個別面接なんか必要ないんじゃないか…」と、弱気になったこともありました。

しかし、覚悟を決めて、2010年春に、「SST参加者募集！これであなたもコミュニケーション上手になろう！」といったポップなポスターを張り出し、メンバーの興味を引く工夫をしました。募集ポスターに惹かれて初回参加したメンバーには、初回に認知療法の基本的理論を講義、さらに「ひとりひとりの目標シート」と銘打った個別ワークシートを作り、参加したメンバーみんなで車座になって記入しました。このシートで工夫したのは、“身近な目標を立てる”ことで、「身近にいるコミュニケーション上手なお手本（メンバーや家族、スタッフなど）を思い浮かべ」ながら、「なりたい自分」をイメージしてもらったことです。デイケア利用中のメンバーの多くは、目標設定が漠然としている、またはかけ離れていることが多々あります。大きな目標を否定するのではなく、“スタッフ側の問いかけから具体性を持たせること”に腐心しました。

参加された数人のシートから、グループの共通目標を立て（2010年は“人間関係を円満にするコツをつかむ”）、傾向を割り出し、“実行できそう、実行したらよさそうなスキル”を10個選び、年間計画を立て、デイケアに張り出しました。そのおかげか、最初に個人シートを作成したメンバーはほぼ最後まで固定メンバーとして参加してくれました。さらに、年間目標を張り出しておくことで朝のメンバーミーティングで「今日のSST



2012年4月の花見で

は〇〇というテーマでやります」と宣伝もでき、さらに「そのスキルなら私も参加したい」という人が現れ、ロコミが広がり、多い時は12～13名、現在は平均8名程度の参加率を達成しています。

（オープングループであることや人数についてはご指導・ご指摘を受けそうなところですが、多くのメンバーに、限られたスタッフでプログラムを提供しなくてはいけない大規模デイケアとしては、固定メンバー・クローズグループにし辛い状況です）

SSTの流れ：①全体の時間90分の中でウォーミングアップは、約15分。最近では「〇〇にちなんだフルーツバスケット」を行うことが多いです。例えば、大きなお題が「春」ならば、「春といえば、苺。苺が好きな人？」といった小さなお題を出す、という感じです。鬼？になったメンバーがそれぞれ知恵を絞って小さなお題を出し、椅子取りを行います。これは、雑談のネタを探すトレーニングにもなり、「自分は話題がなくて、話下手で…」と悩んでいるメンバーにも、話のネタになると喜ばれています。②次に、年間計画に基づいて、ステップバイステップ方式にてその日のスキルを学びます。ステップバイステップを導入したことで、テーマ選びの沈黙や混乱に耐える重

圧からスタッフ、メンバーともに解放されました。ここでは、スキルを身につける意味と、ステップを書いたレジユメを毎回用意し、読み合わせます。しかし、基本ステップだけでは腑に落ちない、理解できない方も多くいます。そこで、「今読み合わせたステップの言い回しや動きに加えて、どんなやり方をするかいいと思いますか？」と“スキルを深めるためのヒント（言い回しや動き）”をメンバーやコリーダーに聞き、それを板書します。基本のステップに+αし、その中から自分ができそうな言い回しや動きを取り込んでもらうためです。③次に、スタッフがよいモデル、悪いモデルを見せます。スタッフが必ずお手本を示すことで、よいモデルには「うまい！」とか、悪いモデルには「そんなやり方ひどいなあ」とか反応が生まれ、盛り上がります。メンバーが実行する上で、具体的なイメージが湧くようです。④そしていよいよ、コリーダーが相手役になり（相手役をするにも一定の力量が必要とされるため）、全員にロールプレイをしてもらいます。人数が多い時は、メンバーを半分にしてリーダーとコリーダーが各グループに入る、またはメンバー同士をペアにし、一斉にロールプレイを行ってもらうこともあります。その場合は、コリーダーとリーダーがすべてのペアの様子を見聞きして回り、改めて全員の前でフィードバックを行います。さらに、そのペアを次々と変え、何度もロールプレイを行います。これらのやり方は、YMSNでいただいたアイデアです。（本来のやり方からやや外れた雑なやり方と言われるかもしれませんが）、何度もやることで「3回目はうまくできた」等、実践、般化を促すためには、悪い方法ではないと思っています。

おかげさまで、今年度もSSTを担当することができ、数人のメンバーから「今年もSST頑張

ります」と言ってもらえます。スタッフ内での認知度も上がり、自分の担当メンバーに、SSTを勧めてくれることもあります。あるとき、他のスタッフから「今日、やたら話しかけられると思ったら、SSTで“話しかけるスキル”をやったのね」と言われたことがありました。メンバーの誠実かつ真面目さに頭が下がる思いです。

SSTの基本単語もわからなかった私が、四苦八苦して今のスタイルまで漕ぎ着けることができたのは、ひとえにYMSNのおかげと感謝しております。YMSNに参加して、講師の先生や参加者の皆様に温かい言葉をかけてもらうとほっとします。自分自身にもSSTの理念や信念はとても支えになっています。今後ともよろしく願っています。



企業が実施する就労移行支援事業所

～ 「ウイング横浜桜木町センター」(横浜市中区)を訪ねて ～

企業が実施する就労移行支援事業所「株式会社ウイング横浜桜木町センター」を4月4日(水)訪問しましたのでご紹介します。オープンから半年、現状をマネージャーの吉村紘樹さんに伺いました。なお、会社概要と事業についての説明はホームページから引用させていただきました。

(<http://www.wingle.jp>)

会社概要

株式会社ウイングは、2005年12月26日設立、東京都品川区に本社を置き、1. 障害福祉サービス事業(就労移行支援)を中心に、2. 発達障害児教育事業、3. 福祉政策支援事業、4. アウトソーシング(BPO)事業、5. インターネットメディア事業を展開しています。事業所は2012年4月1日現在、全国に就労支援事業所35カ所、学習支援教室1カ所、発達支援センター1カ所になります。

障害福祉サービス事業(就労移行支援)に関して

ウイングは、就職を目指す障害のある方に対して、パソコン業務による訓練を行い、またはビジネス上求められる様々なスキルを培うことで、企業が求める人材へのステップアップをサポートする「就労支援センター」です。

ウイングは「企業」が運営する就労支援センターとして、「企業であるから」こそ、「企業を知るから」こそできる就労支援を目指しています。

特徴としては、1. 職場(オフィス)を再現した訓練環境、2. 実践的なパソコン・ビジネススキルの習得、3. 積極的な職場開拓 と個人に寄り添った

専門的な就活サポートを実施しています。

以下、インタビューにお答えいただきましたので掲載します。

ー横浜桜木町センターの構成は？

スタッフは、マネージャー1人(就労支援員)、企業開拓スタッフ1人(就労支援員)、サービス管理責任者1人、生活支援員1人、職業指導員2人、6人態勢です。訓練生は登録者が48人です。現在待機者が11人というところです。

ー利用者の年齢や男女比は？

訓練生の男女の割合は、男性7：女性3で、年齢は18歳から60歳まで幅広く、平均すると30歳後半になります。多いのは30代後半から40代の方たちです。7割の方が手帳を所持しています。

ー支援の目標やプログラムについては？

目標や関わり方ですが、40代以降の方は1～2年前まで就職していた方が多いので、今までの就職経験により近くに戻す(就職経験を取り戻す)ことを目標としてサポートしています。一方若い方たちへは、今あるものは小さいので、それを広げていけるようにする支援にしています。

訓練内容のポイントは、障がいがある方用の職業訓練というのではなく、職業訓練を受けたい方が普通に参加しても満足していただける内容になっています。内容としては、自分と向き合うための分析や、独自に用意したサバイバルクエスション(苦しかった時はないですか? など)や認知行動療法などを取り入れています。

入所から就職までのスケジュール(行程)は、最

初の3カ月をセルフマネジメント力(自己管理能力)の向上とし、次の3カ月を実践的なビジネススキルの向上、そして最後は6カ月を目途として就職活動を通じた就活スキルの向上を目指しています。

—就職実績について聞かせてください

昨年度(2011年度)会社全体での就職実績は、536人(1事業所約20人)です。7月開所した当センターでは、12人(内、10人が精神障害)の方が就職しました。

—オープンして6カ月で12人の就職ということは全てのプログラムを受けていないのですか?

確かに、3-3-6カ月の計画通りではありませんが、個人面談や日常の訓練の様子を通して就職のタイミングだとなったら、基本モデルに左右されず、その方の就職活動を支援します。

—親会社が「人材紹介事業」と聞いていますが、就活に良い影響があるのでは?

全くないとは言えませんが、職場開拓専門スタッフがいますので、独自に企業開拓をし、実習などもさせていただいています。またハローワークにも協力いただき、新規求人票をタイムリーに紹介してもらっています。

—就職に関してエピソードを聞かせてください

このセンターから就職された27歳の方は、4年間声が出ないという中で就職でしたが、就職後「声が出るようになった」と報告の電話をしてくれ、とてもうれしかったです。就職ってすごいなあ…と感じました。

また、15年間も就職できなかった49歳の方が就職できたことも嬉しかったです。

—就職してからの定着支援はどうされていますか?

実習から就職後3カ月までは週1度はご本人と会うようにしています。就職までにご本人と支援者の信頼関係ができていることが、企業への定着のポイントになります。就職後は企業とご本人の

信頼関係ができることを目指した支援をしています。

今年度の就労目標は20人から30人です。就職してからの定着率は90%を目指しています。

—ところで、吉村さんは、東京でもこの事業を手掛けていたとお聞きしていますが、地域差って感じますか? 地域の特徴は支援にも影響があるのでしょうか?

良くも悪くも、横浜は支援機関のつながりが強い事が特徴としてあげられると思います。地域の支援者連絡会も開催され、良いネットワークができていていると思っています。このネットワークを活用することが横浜における支援のポイントの一つになっていると思います。

一方東京は、23区が独立していることもあり、区外の関係をつけるのにハードルが高い感じがありました。

それから、東京は求人企業数が絶対的に多かったのに比べ、横浜は少ないのでやりにくいことは正直あります

—最後に…メッセージをお願いします。

就職したい気持ちがあればどなたでも支援します。ただし、就職がゴールではなく、就職を続けながらいかに人生を豊かにするかということが目標です。ここは、皆さんの自信と尊厳を作る場所です。

—訪問・インタビューを終えて

当たり前ですが、しっかり計画的に事業をされていると感じました。当事者への支援と企業への支援、企業開拓など、モデルプログラムをベースにしなが、このセンターのスタッフのスキルが絡み合って、一步先の良い結果を作り出していると感じました。企業は本気! だということが印象に残った訪問になりました。

(YMSN 鈴木弘美)



研修会から

住宅問題を考える — YMSN定例研修会から—

はじめに

4月13日(金)、YMSNの定例研修会で「住宅問題を考える」というテーマで研修会を行った。3月の定例研修会での提案を受けて2012年度、何度かシリーズ化してやってみようということになり、その第1回目の報告(多少付け加えている)である。とりあえず今後の定例研修会への入口くらしいの話で終わってしまったが(今までYMSNは住宅について、グループホームについての報告や情報誌の記事はあったが、それ以外では全く取り上げて来なかったテーマである)。

福祉施策の理念でもある憲法25条にいう「健康で文化的な最低限度の生活」は基本的に健康で文化的な住宅の保障。抜きには語れない。それなのに何故、こんなに住宅に対する意識が我々は低いのだろうと考えるところから始まった。

幾つか住居に関しての本を読んでも指摘されているのは、国民の住宅に対する認識の低さ。日本の気候的な条件もあり、堅固な住宅を考えることもなく、また「所詮この世は仮住まい」的な考え方も日本人には長く流れていることなどである。また道路建築には力を入れるが、住宅政策に力を入れる政治家がいなかったことも大きい(既に1961年にILO(国際労働機関)は「労働者住宅に関する勧告」で、使用者が労働者に直接宿泊施設を提供することに批判的な姿勢を示している。因みに1970年代にイギリスでは1兆円以上の国費が住宅に費やされているにもかかわらず、日本は道路事業に1兆円以上かけても住宅には5千万と言うお粗末さであった。

居住福祉の視点

ではどのような視点で住宅問題を考えていったらよいかということであるが、「居住福祉学」(野

口定久・外山義・武川正吾編)によれば基本的に以下の3点が重要という。

- ① **居住空間** 物理的な条件・社会的存在条件・さまざまな関係性を規定、さらに実現のために「多様性の視点」「時間の視点」「無理のない住宅費負担の視点」をあげている
- ② **コミュニティ** これは人間が住むための環境的の大事な側面として、物理的な面以外に近隣にどのような人が住みその人々とのような関係を結んでいるかといった社会関係の点を指摘している。
- ③ **公共政策** 「居住福祉の問題は経済政策とも深く関連している…」そして「公共政策の大きな課題である…」、ではこれを実現するためにどのような社会政策が必要かという、居住空間の整備・コミュニティの支援・ホームレスの回避をあげている。

住居の良し悪しがそこに住む人の健康に影響を及ぼすことは良く知られているが、住居に関する金銭的費用は家計の中で大きな部分を占めている。年金などの所得保障の政策が機能するか否かも居住が確保されているか否かによって決まる部分が大きい。

生存権に住宅の保障を含めて考えるならば「ホームレスの回避は当然、公共施策の責務の一つとなる」(前掲書頁31)。

障がい者の住宅事情

仕事柄、訪問していて気になるのは先ず生活保護を長く受給している方の住宅である。老朽化が進んでいる。お風呂もない。トイレは水洗だが和式。またエレベーターもなく階段のみで移動しなければならぬ中層の集合住宅。そんなところに住んでいる方が数人いる。もちろん自分でつけなけ



ればエアコンはなし。

精神障がいの方が、糖尿病を併せ持っている方が意外に多いのは既に知られていると思うが、その他にも足腰の故障がある人も当然いる。意欲低下が長く続くと、活動量も少なくなっているのが足腰も弱い。ちょっと調子が悪いと少しの階段の上り下りも大変で通院にも行かなくなってしまうこともある。引越しをするには、家賃が現在の家より安くなるのが原則なので市営住宅でもあたらなければ難しい。健康な一般の方でも住みにくい物理的な条件のところに住まざるをえないのである。

市営住宅の申し込みも障がいのある方は、優先して番号が多くもらえるのだが、20回申し込んでやっと当たったという方もいる。年2回申し込みをして10年かかったということ（ここ数年保護受給になった方は、アパート自体の設備が新しく良くなっているところも多く、単身者であれば1Kとか1DKの狭ささえ気にしなければ、エアコン付きの部屋も借りられる）

終わりに

最近少しずつ町の中も、公共施設を見る限り高齢者や障がい者のためのバリアフリー化が実現されてきた。駅のエレベーター設置や、階段横のスロープや車椅子で入れる広めのトイレなど。これらが整備されることで、実は他の人々もその恩恵を受けることができる。ベビーカーを押す母親や一時足をけがしている若者も。たくさんの荷物をかかえた主婦等。それを考えると、一部の人のための特別なものより「現在多くの住宅の平均像としての形態から、高齢者・障害者に対応した順応性の高い住宅への型への転換が、今もっとも重要で求められているにもかかわらず、実現困難な課題になっている」（前掲書 頁99）。住宅に関わる経済性を重視してきた結果である。

障がい者のグループホーム建設の話があると近隣住民は直ぐに反対し団結するが、その反対理由

の一つに資産価値（土地・住宅価格）が下がることを主張する。いつ自分や身内が同じ立場に立つかわからないのに。またその時、このようなホームがあればどんなに助かるか知れないのだが。

1回目の研修会としては結論もなくまとめもできていないけれども、皆さんと何度かこのテーマで話を聞いたり意見交換することで、住むことや住まいについて深められることもあるかと思えます。YMSNの定例研修会でじっくり一緒に考えてみませんか？

参加をお持ちしています。

（YMSN 森川充子）



研修会のお知らせ

■ 精神保健福祉研修会 参加費 1回 500円 (年間 4,000円)

日 時 : 毎月第2金曜日(全12回) pm. 7:00~8:30
 場 所 : YMSN研修室 (上大岡駅 徒歩5分)
 内 容 : 「住まい」を考える
 ホームページをご覧ください <http://forest-1.com/YMSN/>

■ S S T (生活技能訓練) 研修会 参加費 1回 1,000円 (年間 7,000円)

日 時 : 毎月第3木曜日(8月・11月休会 全10回) pm. 7:00~9:00
 場 所 : 横浜市総合保健医療センター 講堂
 全体会 : 「精神障害と回復」リバーマン著書輪読会
 分科会 : A. モジュールを学ぶコース B. リーダー体験コース C. ビギナーズコース

当事者のためのグループ活動のお知らせ

詳細は各支援センターへお尋ねください

就労講座	港南区生活支援センター	毎月第3水曜日(原則) pm. 2:00~3:00
	泉区生活支援センター	日程についてはお問い合わせください
就労フォローアップミーティング	YMSN	OB会の開催(不定期)
S S T	YMSN(就労者のS S T)	毎月第1土曜日 pm. 1:00~2:30
当事者活動	めんちやれ	就労している当事者活動(年4回)

会員について

会員を募集します。YMSNの活動を応援していただける方は会員になってください。(会費 正会員年間5,000円)
 会員は、研修会(上記案内)への年間参加費が割引になります。
 精神保健福祉研修会(1,000円) S S T研修会(3,500円)
 会員へは、情報誌が無料配付されます。

正会員5,000円(個人) 賛助会員12,000円(団体)

(正会員・賛助会員にはYMSN情報誌を無料配付)

振込先: 郵便振替口座 00250-6-71607

横浜メンタルサービスネットワーク

季刊 YMSN情報誌 Vol. 8 No. 4

めんたるねっと 第32号 2012年4月30日発行

間購読料1,000円(年4回発行) 1冊頒価300円

発行: NPO法人 横浜メンタルサービスネットワーク

理事長 鈴木弘美 編集代表 森川充子

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-12-3-204

TEL 045-841-2179

FAX 045-841-2189

<http://forest-1.com/YMSN/>

e-mail: YMSN@forest-1.com

印刷: 横浜市総合保健医療財団

就労移行支援事業所 港風舎